

王鳴盛『十七史商榷』卷三十七「臺閣」訳注

土 口 史 記

序言

本稿は王鳴盛『十七史商榷』卷三十七「臺閣」条の訳注である。王鳴盛（一七二二～一七九八）は江蘇嘉定の人、言うまでもなく乾隆期を代表する考証学者の一人である。その学問は經史子集に広く及ぶが、主に史学の面での著述として本書『十七史商榷』は夙に著名である（内藤湖南「支那史学史」『内藤湖南全集』第十一卷、筑摩書房、一九六九年、三三四～三三八頁）。

今回訳注を試みた「臺閣」条は、尚書・中書といったいわゆる内朝官の歴史あるいはそれに対する認識について考察するための基礎史料を多く含む部分である。特に王鳴盛は君臣間の空間的距離と権力との関係に注目しており、現代の中国古代政治史・官制史研究にも連なる問題関心が早くも示されていると言える。またそうした関心からここに抽出された史料は、官制の叙述を目的に編まれた志・表の類よりも、むしろ人々の具体的な行動を語る列傳の類が多い点も特徴的である。こうした視角を含め、本条は今もなお一定の参照価値を有すると思われる。

本稿は、陳文和主編『嘉定王鳴盛全集』（中華書局、二〇一〇年）

を底本とした（本書所収『十七史商榷』は、乾隆五十二年洞涇草堂初刻本に基づく）。あわせて單遠慕『十七史商榷校證』（三晋出版社、二〇二一年。光緒十九年広雅書局本に基づく）をも参照し、注記の際は「校證」と略記する。以下、底本に従って全体を三節に分け、それぞれについて【解説】【原文】【翻訳】【注釈】を掲げる。各節内の分段と標点については、筆者の理解により新たに施した部分がある。

引用の多い『後漢書』『三国志』については、吉川忠夫訓注『後漢書』（岩波書店、二〇〇四～七年）、渡邊義浩主編『全譯後漢書』（汲古書院、二〇〇一～一六年）、井波律子・今鷹真・小南一郎訳『正史三国志』（ちくま学芸文庫、一九九二～三年）を参考にしつつ、新たに訳出した。なお、（ ）は筆者による文意等の補充、「」は引用史料に付された注釈、……は中略をそれぞれ示す。

第一節

【解説】

ここではまず仲長統『昌言』をもとに、「臺閣」とは具体的な官名ではなく、宮中の官、特に尚書を指すことを確認する。尚書には宦官・

士人が任ぜられたが、彼らは皇帝と直接に意思疎通可能な立場にあったことから、三公をも凌ぐ実権を有することとなった。前漢の丞相翟方進をはじめ、三公が災異発生の責任を負わされることは曹魏で禁令が出るまで頻発したが、こうした政治秩序の混乱は尚書への実権集中が招いたものであった。王鳴盛は以上のように仲長統の議論を確認したうえ、さらに臺閣が尚書を指す証拠を追加するべく、再び『後漢書』の諸傳を引用する。

【原文】

昌言^①曰、「光武忿強臣竊命、矯枉過直、雖置三公、事歸臺閣。自此以來、三公備員而已。權移外戚・近豎。怪異數至、水旱爲災、皆戚宦所致。反以策讓三公、至於死免」。李賢曰、「臺閣謂尚書也」。愚按、李注甚確。漢世官府不見臺閣之號、所云臺閣者、猶言宮掖中秘^②云爾。蔡邕傳^③、邕上封事^④云、「司隸校尉・諸州刺史、弛縱莫相舉察、公府臺閣亦復默然」。以公府與臺閣並稱、所謂宮中府中也。

蓋尚書令・尚書僕射與尚書、皆宦者與士人迭爲之、權歸於此、有事可直達上前、故三公無權、有事反藉尚書以達於上。自成帝以災異令丞相翟方進自殺^⑤、終漢世、三公以災異死免者至多不可枚舉、皆散見諸傳中、最爲可笑。直至魏黃初二年、方詔天地胥、勿劾三公耳^⑥。統論切中其弊。黃瓊傳^⑦云、「遷尚書僕射。初、瓊隨父在臺閣、習見故事。及居職、達練官曹」。文苑黃香傳^⑧云、「香遷尚書令。上疏曰、臣弱冠特蒙徵用、連階累任、遂極臺閣」。皆謂尚書爲臺閣也。又袁紹傳^⑨、「紹檄曹操云、坐召三臺、專制朝政」。注云、「漢官尚書爲中臺、御史爲憲臺、謁者爲外臺、

是爲三臺」。據此則知臺閣者尚書也。又酷吏陽球傳^⑩、「舉孝廉、補尚書侍郎、閑達故事、其章奏常爲臺閣所崇信」。

【翻訳】

『昌言』にいう、「光武帝は、強権を得た臣下（王莽）が天命を篡奪したことに憤り、これを矯正しようとして行き過ぎたため、三公は置かれたものの実務は臺閣に帰することとなった。これ以降、三公はただ人員を備えるのみとなり、権力は外戚や宦官の手に移った。怪異がしばしば起こり、水害や旱魃の災いが生じたのは、まったく外戚や宦官のせいである。それなのに三公を責め、死刑や罷免に至らしめることもあった」と。李賢は「臺閣とは尚書のことである」という。私も李賢の注は正しいと考える。漢代には「臺閣」という名の官府は見えず、ここで言う「臺閣」とは、「宮掖」とか「中秘」などと言っているようなものだ。蔡邕傳に、蔡邕が封事を提出して「司隸校尉や諸州の刺史は、規律がゆるみきつて互いに検挙することなく、公府・臺閣も黙ったままである」と述べたという。公府と臺閣とを並称するのは、いわゆる宮中（皇宮内）と府中（官府内）のことを指すのである。

そもそも尚書令・尚書僕射・尚書には、いずれも宦官と士人とがかわるがわる就任し、権力はここに帰していた。彼らは事あるごとにすぐ皇帝に意見を伝えることができたため、三公は権力を失い、必要があれば尚書にたよってようやく皇帝に意見を伝えられたのである。成帝が災異にかこつけて丞相の翟方進を自殺させて以来、漢の世の終わりまで、災異のために死刑や罷免に追い込まれた三公は数えきれない

ほどで、その例が文献に散見するのは全くばかげたことである。魏の黄初二年（二二一）に至って初めて、天地の災害を理由に三公を弾劾してはならないという詔が出された。仲長統の議論は、こうした弊害をびたりと言いついていたのである。

黄瓊傳に、「（黄瓊が）尚書僕射となった。初め、黄瓊は父にしたがって臺閣におり、故事に詳しくなっていた。この職に就いたときにはもう官曹の事務に通曉していた」とある。文苑黄香傳に、「黄香は尚書令となると、『臣は弱冠にしてありがたくも徴用にあずかり、昇進を重ね、遂に臺閣を極めました』と上疏した」とある。これらはいずれも、尚書のことを臺閣と呼んでいるのである。さらに袁紹傳には、「袁紹は曹操に檄を送り、『（曹操は）坐したまま三臺を召し出し、朝政を専らにした』と非難した」という。その注には、「漢代の官では、尚書は中臺、御史は憲臺、謁者は外臺であつた。これが三臺である」とある。以上から、臺閣とは尚書のことであつたとわかる。さらに酷吏陽球傳には、「（陽球は）孝廉に挙げられ、尚書侍郎に補任された。彼は故事に熟達しており、その章奏はいつも臺閣からの尊崇を受けていた」とある。

【注釈】

①昌言

『後漢書』王充王符仲長統列傳第三十九・仲長統・法誠篇曰、……光武皇帝愠數世之失權、忿彊臣之竊命、矯枉過直、政不任下、雖置三公、事歸臺閣〔李賢注。臺閣謂尚書也〕。自此以來、三公之職、備員而已、然政有不理、猶加譴責。而權移外戚之家、寵被近習之豎、親其黨類、

用其私人、內充京師、外布列郡、顛倒賢愚、貿易選舉、疲驚守境、貪殘牧民、撓擾百姓、忿怒四夷、招致乖叛、亂離斯瘼。怨氣並作、陰陽失和、三光虧缺、怪異數至、蟲螟食稼、水旱爲災、此皆戚宦之臣所致然也。反以策讓三公、至於死免、乃足爲叫呼蒼天、號咷泣血者也。又中世之選三公也、務於清慤謹慎、循常習故者。是婦女之檢押、鄉曲之常人耳、惡足以居斯位邪。

渡邊将智『後漢政治制度の研究』（早稲田大学出版部、二〇一四年、一五一頁）は、『昌言』のいう「臺閣」を「皇帝自身を象徴的に指す語」とするが、ここでは取らなかった。

なお、後漢において「事歸臺閣」「（三公）備員而已」となったという認識は、『隋書』百官志序をはじめ官制史の叙述に常見する。

『隋書』卷二十六百官志序：光武中興、聿遵前緒、唯廢丞相與御史大夫、而以三司綜理衆務。泊于叔世、事歸臺閣、論道之官、備員而已。魏晉繼及、大抵略同、爰及宋齊、亦無改作。

②宮掖中秘

宮掖は皇妃・女官が居住する宮殿、後宮。中秘はここでは「中書や秘書の諸官」、すなわち宮中の近侍の官を指す。

『後漢書』宦者列傳第六十八・蔡倫字敬仲、桂陽人也。以永平末始給事宮掖、建初中、爲小黃門。

『魏書』卷四十四伊馱傳：真君初、世祖欲拜馱爲尚書、封郡公。馱辭曰、「尚書務殷、公爵至重、非臣年少愚近所宜荷任、請收過恩」。世祖問其欲、馱曰、「中秘二省多諸文士、若恩矜不已、請參其次」。世祖賢之、遂拜

爲中護將軍・秘書監。

③蔡邕傳

『後漢書』蔡邕列傳五十下…(熹平)六年(一七七)七月、制書引咎、詰羣臣各陳政要所當施行。邕上封事曰、…四事、夫司隸校尉・諸州刺史、所以督察姦枉、分別白黑者也。伏見幽州刺史楊熹・益州刺史龐芝・涼州刺史劉虔、各有奉公疾姦之心、熹等所糾、其効尤多。餘皆枉撓、不能稱職。或有抱罪懷瑕、與下同疾、綱網弛縱、莫相舉察、公府臺閣亦復默然。

④上封事

「封事」は密封された上奏文。皇帝自らが直接開封するものとされた。『後漢書』明帝紀第二・永平八年(六五)十月…於是在位者皆上封事、各言得失「李賢注。宣帝始令羣臣得奏封事、以知下情。封有正有副、領尚書者先發副封、所言不善、屏而不奏。後魏相奏去副封、以防擁蔽」。

⑤成帝以災異令丞相翟方進自殺

『漢書』卷八十四翟方進傳…爲相九歲、綏和二年春、熒惑守心、尋奏記言、「……闔府三百餘人、唯君侯擇其中、與盡節轉凶」。方進憂之、不知所出。會郎賁麗善爲星、言大臣宜當之。上乃召見方進。還歸、未及引決、上遂賜册曰、「……惟君登位、於今十年、災害並臻、民被飢餓、加以疾疫溺死、關門牡閉、失國守備、盜賊黨輩。……欲退君位、尚未忍。君其孰念詳計、塞絕姦原、憂國如家、務使百姓以輔朕。朕既已改、君其自思、

強食慎職。使尚書令賜君上尊酒十石・養牛一、君審處焉」。方進即日自殺。

⑥直至魏黃初二年、方詔天地、勿劾三公耳

『三國志』卷二魏書文帝紀・黃初二年(二二一)六月…戊辰晦、日有食之、有司奏免太尉、詔曰、「災異之作、以譴元首、而歸過股肱、豈禹湯罪己之義乎。其令百官各虔厥職、後有天地之眚、勿復劾三公」。

李慈銘『越縕堂讀書簡端記』は、後漢では安帝期まで災異による三公策免はなかったと指摘する(校證)。

⑦黃瓊傳

『後漢書』左周黃列傳第五十一・黃瓊…瓊至、即拜議郎、稍遷尚書僕射。初、瓊隨父在臺閣、習見故事。及後居職、達練官曹、爭議朝堂、莫能抗奪。

⑧文苑黃香傳

『後漢書』文苑列傳第七十上・黃香(永元)六年(九四)、累遷尚書令。後以爲東郡太守、香上疏讓曰、「臣江淮孤賤、愚蒙小生、經學行能、無可算錄。遭值太平、先人餘福、得以弱冠特蒙徵用、連階累任、遂極臺閣。訖無纖介稱、報恩効死、誠不意悟、卒被非望、顯拜近郡、尊位千里。……」。帝亦惜香幹用、久習舊事、復留爲尚書令、增秩二千石、賜錢三十萬。是後遂管樞機、甚見親重、而香亦祇勤物務、憂公如家。

「連階」を諸本は「連階」に作る(校證)。

⑨袁紹傳・注云

『後漢書』袁紹劉表列傳第六十四上・袁紹上…乃先宣檄曰、……會後鑾駕東反、羣虜亂政。時冀州方有北鄙之警、匪遑離局、故使從事中郎徐勳就發遣操、使繕修郊廟、翼衛幼主。而便放志專行、威劫省禁、卑侮王僚、敗法亂紀、坐召三臺、專制朝政〔李賢注。晉書曰、漢官尚書爲中臺、御史爲憲臺、謁者爲外臺、是謂三臺〕、爵賞由心、刑戮在口、所愛光五宗、所怨滅三族、羣談者受顯誅、腹議者蒙隱戮、道路以目、百辟鉗口、尚書記期會、公卿充員品而已。

『通典』卷二十四職官六・御史臺…後漢以來、謂之御史臺、亦謂之蘭臺寺〔……又謝靈運晉書曰、漢尚書爲中臺、御史爲憲臺、謁者爲外臺、是謂三臺〕。

⑩酷吏陽球傳

『後漢書』酷吏列傳第六十七・陽球…初舉孝廉、補尚書侍郎、閑達故事、其章奏處議、常爲臺閣所崇信。出爲高唐令、以嚴苛過理、郡守收舉、會赦見原。

第二節

【解説】

本節の大部分は曹魏の王肅による上疏からの引用である。王肅はまず無用の官員を廃止すべきと提案したのち、王命出納の官、すなわち尚書の歴史を述べる。尚書の出現により君臣の接見機会が失われたため、公卿が各目の「事」（官職に応じた具体的な仕事、職事）に従って

皇帝に仕える状態に戻す必要がある、というのが王肅の主張である。王鳴盛はこれが臺閣への権限集中の弊害を述べた仲長統の問題意識に通じていることを指摘する。

なお王肅が挙げる周昌（前漢高祖期）と汲黯（同武帝期）の故事は、公卿が皇帝の面前で上奏しえたことの実例であり、皇帝と公卿が同じ空間にいたことが読み取れる史料として引用されている。

【原文】

三國魏志王肅傳^①、太和四年上疏曰、「除無事之位、損不急之祿^②、止浮食之費^③、併從容之官。使官必有職、職任其事、事必受祿、祿代其耕^④、乃往古之常式、當今之所宜也。官寡而祿厚、則公家之費鮮、進仕之志勸。各展才力、莫相倚仗。敷奏以言、明試以功^⑤、能之與否、簡在帝心^⑥。是以唐虞之設官分職^⑦、申命公卿、各以其事、然後惟龍爲納言^⑧、猶今尚書也、以出內帝命而已。夏殷不可得而詳。甘誓^⑨曰『六事之人』、明六卿亦典事者也。周官則備矣、五日視朝、公卿大夫並進、而司士辨其位焉^⑩。其記^⑪曰、『坐而論道、謂之三公。作而行之、謂之士大夫』。及漢之初、依擬前代、公卿皆親以事升朝。故高祖躬追反走之周昌^⑫、武帝遙可奉奏之汲黯^⑬、宣帝使公卿五日一朝^⑭。成帝始置尚書五人^⑮、自是陵遲、朝禮遂闕。可復五日視朝之儀、使公卿尚書各以事進、廢禮復興」。肅立言雖若爲欲汰冗員、其實則專爲防壅閉^⑯。蓋尚書之官、漢以宦者士人迭爲之、公卿之權分於近倖、而君臣不相接見、上下否隔^⑰、禍有不可勝言者。王肅所論、正仲長統所謂「事歸臺閣」「三公備員而已」者也。

【翻訳】

『三國志』魏書王肅傳に次のようにいう。

太和四年（二三〇）、（王肅が）上疏して述べた。仕事のない地位をなくし、不急の俸禄を減らし、無用な出費をやめ、閑職の官を合併します。官には必ずそれぞれの職（役目、職掌）が備わるようにし、職にはそれぞれの事（仕事、職事）を担わせ、事に応じて必ず禄を受けられるようにし、禄をもって農耕の代わりとします。これは古えから変わらぬやり方で、今でも適切なのです。官が少なくて俸禄が手厚いならば、国家の出費は減り、出仕の意志が鼓舞され、各々が才能を発揮するようになって互いに依存しあうこともなくなります。言葉をもって上奏させ、功績をもって公平に考課すれば、能力の有無は皇帝の心にあると映えるというものです。そのため堯や舜が官を設けて職を分けた際には、公卿をそれぞれの事に応じて任命し、そうして龍が納言となったのです。これは今でいう尚書のようなものですが、（当時は）帝の命令を出納する者にすぎませんでした。

夏・殷については詳らかではありませんが、（夏の頃には）『尚書』甘誓に「六事之人」とありますので、六卿もまたそれぞれの事を司ったことが明らかです。周の官制はより整い、五日ごとに朝見を行えば、公卿や大夫がみな進み出で、司士がその序列を正しく分けました。『周禮』考工記には、「坐して道を論じるのが三公である。動いてこれを実行するのが士大夫である」とあります。

漢初においても前代にならい、公卿はみなそれぞれの事に応じ

て自ら朝廷に参上していました。それゆえ高祖は、周昌が（上奏しようとして高祖が戚姫を抱いているところに出くわしてしまつたので）逃げ出したのを自ら追いかけて、武帝は汲黯の上奏を（冠を着けていない姿を見られないように）帷を隔てて裁可し、宣帝は五日に一度、公卿を朝見させていたのです。成帝がはじめて尚書五人を置いてからは次第に衰微し、朝廷の礼は不完全なものになってしまいました。そのため五日ごとの朝見の儀を復活させ、公卿や尚書をそれぞれの事に応じて（朝廷に）参上させるようにすれば、廃れてしまった礼も復興することでしょう。

王肅の発言は、無駄な官員を淘汰するためのものに見えるが、実は君臣間の疎通が閉ざされるのを防ぐために述べたものである。そもそも尚書の官は漢代において宦官と士人が交替で就任しており、寵愛を得た近臣によって公卿の権力が奪われてしまったため、君臣は互いに接見しなくなり、上下のあいだが隔絶してしまつたのである。これによる災難は言葉に尽くせない。王肅の論は、まさしく仲長統の「政務は臺閣に集中し」、「三公は人員を備えるにすぎなくなった」という言葉の通りである。

【注釈】

①三國魏志王肅傳

『三國志』卷十三魏書・鍾繇華歆王朗傳・王肅…又上疏陳政本曰、「除無事之位、損不急之祿、止浮食之費、并從容之官。使官必有職、職任其事、事必受祿、祿代其耕、乃往古之常式、當今之所宜也。官寡而祿厚、

則公家之費鮮、進仕之志勸。各展才力、莫相倚仗。敷奏以言、明試以功、能之與否、簡在帝心。是以唐虞之設官分職、申命公卿、各以其事、然後惟龍爲納言、猶今尚書也、以出內帝命而已。夏殷不可得而詳。甘誓曰『六事之人』、明六卿亦典事者也。周官則備矣、五日視朝、公卿大夫並進、而司士辨其位焉。其記曰、『坐而論道、謂之王公。作而行之、謂之士大夫』。及漢之初、依擬前代、公卿皆親以事升朝。故高祖躬追反走之周昌、武帝遙可奉奏之汲黯、宣帝使公卿五日一朝。成帝始置尚書五人、自是陵遲、朝禮遂闕。可復五日視朝之儀、使公卿尚書各以事進。廢禮復興、光宣聖緒、誠所謂名美而實厚者也」。

② 損不急之祿

『史記』卷七十九范雎蔡澤列傳：吳起爲楚悼王立法、卑減大臣之威重、罷無能、廢無用、損不急之官、塞私門之請、一楚國之俗、禁游客之民、精耕戰之士。

③ 止浮食之費

『三國志』卷二十五魏書·辛毗楊阜高堂隆傳·楊阜：今年凶民饑、宜發明詔損膳減服、技巧珍玩之物、皆可罷之。昔邵信臣爲少府於無事之世、而奏罷浮食。今者軍用不足、益宜節度。

『漢書』卷八十九循吏傳·召信臣：竟寧中、徵爲少府、列於九卿、奏請上林諸離遠宮館稀幸御者、勿復繕治共張、又奏省樂府黃門倡優諸戲、及宮館兵弩什器減過泰半。太官園種冬生葱韭菜茹、覆以屋廡、晝夜煎蘊火、待溫氣乃生。信臣以爲此皆不時之物、有傷於人、不宜以奉供養、

及它非法食物、悉奏罷、省費歲數千萬。

④ 祿代其耕

『禮記』王制：制農田百畝、百畝之分、上農夫食九人、其次食八人、其次食七人、其次食六人。下農夫食五人。庶人在官者、其祿以是爲差也。諸侯之下士、視上農夫、祿足以代其耕也。

⑤ 敷奏以言、明試以功

『尚書』舜典：五載一巡守、羣后四朝、敷奏以言、明試以功、車服以庸。

⑥ 能之與否、簡在帝心

『論語』堯曰：舜亦以命禹曰、予小子履敢用玄牡、敢昭告于皇皇后帝、有罪不敢赦。帝臣不蔽、簡在帝心。朕躬有罪、無以萬方。萬方有罪、罪在朕躬。

『漢書』卷八十三薛宣傳：（薛）宣考績功課、簡在兩府〔師古曰、簡、大也、一曰明也。兩府、丞相·御史府也〕。

⑦ 設官分職

『周禮』天官·序官：惟王建国、辨方正位、体國經野、設官分職、以爲民極。

⑧ 龍爲納言

『尚書』舜典：帝曰、龍、朕聖讒說殄行、震驚朕師、命汝作納言、夙

夜出納朕命、惟允。

これ以下の王肅の発言は、次の『漢書』百官公卿表の記述を踏まえたものである。

『漢書』卷十九上百官公卿表上…龍作納言、出入帝命。夏殷亡聞焉、周官則備矣。天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空、是爲六卿、各有徒屬職分、用於百事。

⑨甘誓

『尚書』甘誓…大戰于甘、乃召六卿。王曰、嗟、六事之人、予誓告汝。有扈氏威侮五行、怠棄三正、天用勦絕其命。今予惟恭行天之罰。

鄭玄は「變六卿言六事之人者、言軍吏下及士卒也」と言う（孔穎達疏所引）。また孔傳も「六事之人」を「各有軍事、故曰六事」と説明する。これらは「六事」を軍事と解するものだが、王肅はより広く官の職事として捉えているようである。

⑩司士辨其位焉

『周禮』夏官司馬・司士…正朝儀之位、辨其貴賤之等。王南鄉、三公北面東上、孤東面北上、卿大夫西面北上、王族故士・虎士在路門之右、南面東上。大僕・大右・大僕從者在路門之左、南面西上。

⑪其記

『周禮』冬官考工記、國有六職、百工與居一焉。或坐而論道、或作而行之、或審曲面勢、以飭五材、以辨民器。或通四方之珍異以資之、或飭力以

長地財、或治絲麻以成之。坐而論道、謂之王公。作而行之、謂之士大夫。審曲面勢、以飭五材、以辨民器、謂之百工。

王鳴盛は「王公」を「三公」に誤る（校證）。

⑫高祖躬追反走之周昌

『史記』卷九十六張丞相列傳…沛公立爲漢王、以周苛爲御史大夫、周昌爲中尉。……昌爲人彊力、敢直言、自蕭・曹等皆卑下之。昌嘗燕時入奏事、高帝方擁戚姬、昌還走、高帝逐得、騎周昌項、問曰、「我何如主也」。昌仰曰、「陛下卽桀紂之主也」。於是上笑之、然尤憚周昌。

『漢書』卷四十二張周趙任申屠傳、略同。

⑬武帝遙可奉奏之汲黯

『漢書』卷五十張馮汲鄭傳・汲黯…大將軍青侍中、上踞廁視之。丞相弘宴見、上或時不冠。至如見黯、不冠不見也。上嘗坐武帳、黯前奏事、上不冠、望見黯、避帷中、使人可其奏。其見敬禮如此。

⑭宣帝使公卿五日一朝

『漢書』卷八宣帝紀・地節二年（前六八）五月…上始親政事、又思報大將軍功德、乃復使樂平侯山領尚書事、而令羣臣得奏封事、以知下情。五日一聽事、自丞相以下各奉職奏事、以傳奏其言、考試功能。

『後漢書』陳王列傳第五十六・陳蕃…蕃乃獨上疏曰、……陛下深宜割塞近習豫政之源、引納尚書朝省之事、公卿大官、五日壹朝「李賢注。宣帝五日一聽事、自丞相已下、各敷奏其言」、簡練清高、斥黜佞邪。

⑮成帝始置尚書五人

『漢書』卷十成帝紀・建始四年（前二九）春・罷中書宦官、初置尚書員五人。

『漢書』卷十九上百官公卿表上・成帝建始四年、更名中書謁者令爲中謁者令。初置尚書、員五人、有四丞。

⑯防壅閉

第一節注④に引いた『後漢書』明帝紀李賢注に「後魏相奏去副封、以防擁蔽」とある。

⑰上下否隔

『貞觀政要』卷五公平・爲國家者、急於進君子而退小人。乃使君子道消、小人道長、則君臣失序、上下否隔、亂亡不恤、將何以治乎。

第三節

【解説】

ここでは「中書」が主題となる。中書には専ら宦官が任ぜられ、その権勢は尚書をも凌ぐこととなった。中書も尚書も皇帝に近侍し機密を掌ったために実権を得て、微官から遂に宰相の地位に昇ったのである。王鳴盛は中書の宰相化の時期を魏文帝の黄初年間（二二〇）（二二六）に置いている。さらに中書もある時期から「臺閣」に含まれるようになっていたとし、その根拠として『魏略』に見える薛夏の故事を引用する。ここでは秘書（中書に属する）が「内閣」と呼ばれ、

また「臺と閣とは同一」と認識されていた。なお、薛夏の故事は『太平御覽』や『通典』の秘書に関する条にも見える（本節注⑨⑩参照）。

【原文】

尚書固爲權要、而漢又别有中書。爲尚書者、士人多、宦者少。中書則皆宦者也。以尚書與三公對言、三公權不及尚書。以尚書與中書對言、尚書又不及中書矣。前漢蕭望之傳^①、望之以前將軍領尚書事、而弘恭・石顯則中書令・僕射也^②。望之卒爲恭・顯所殺矣。

尚書・中書皆管機密、出納王命、其職皆要、而官則微。百官公卿表^③篇首敍九卿、其於少府之屬官有尚書及中書謁者、皆爲屬官、其品秩皆不高。而表中並無尚書・中書官也。望之官之尊在前將軍、而其要則在尚書、故恭・顯使張朋告其罪^④、必候其假歸洗沐^⑤方上之。要之、士人必不如宦人之尤親密、故恭・顯終能殺望之。

萬斯同補東漢將相大臣年表^⑥有尚書令・尚書、無中書^⑦。蓋此官侍直宮禁、不在朝廷大臣之列。其後「魏文帝黄初中、改秘書爲中書、以劉放爲監、孫資爲令、各加給事中、遂掌機密」。見三國志放傳^⑧。中書令之爲宰相始於此矣。

王肅傳注^⑨、「明帝太和中、秘書丞薛夏以公事移蘭臺^⑩。蘭臺自以臺也、秘書署耳、謂夏爲不得移、當坐。夏報曰、蘭臺爲外臺、秘書爲內閣、臺・閣一也、何不相移之有」。然則臺閣之名本在尚書也、而又屬之中書矣。

官不論貴賤、惟視其職之閑要、而閑要惟視時主之意向、其制無時不改、是以書之史籍、紛若亂絲、使人眩目、因論臺閣連及之。

【翻訳】

尚書はもとより権要の地位にあったが、漢代にはこの他にまた中書も存在した。尚書となった者には士人が多く、宦官は少なかったが、中書についてはみな宦官であった。尚書を三公と比べれば、三公の権力は尚書に及ばないが、尚書の中書と比べれば、尚書もまた中書には及ばない。『漢書』蕭望之傳に、望之は前將軍として尚書の事を領したとあるが、(當時は宦官の)弘恭・石顯が中書令・僕射となっていた。蕭望之は、遂には恭・顯によって殺されてしまったのである。

尚書・中書はみな機密を掌り、王命を出納する。いずれも職務は重要だが、官位は低い。『漢書』百官公卿表の篇首では九卿について述べ、少府の属官のところに尚書と中書謁者が見えているが、いずれも属官で品秩は高くない。しかも(百官公卿表の)表の部分では、尚書・中書の官はまったく掲載されていない。蕭望之の官が高貴であったのは前將軍だったことによるが、その重要性は尚書であったことによる。故に、弘恭・石顯が張朋に蕭望之の罪を告発させようとした際、蕭望之が沐浴休暇を取り(宮中から出て)帰宅する機会を待つてようやく、(彼を貶めるための罪を)上奏したのである。要するに、士人はどうしても宦官が(皇帝と)非常に親密であるのには及ばない。それゆえ弘恭・石顯は最終的に蕭望之を殺すことができたのである。

萬斯同の「補東漢將相大臣年表」には尚書令や尚書が見えるが、中書は見えない。この官は(後漢時代にはまだ)宮中で側仕えるものであって、朝廷の大臣と同列には並ばなかったのであろう。その後、「魏文帝の黄初年間(二二〇～二二六)、秘書を中書と改め、劉放を中書監に、

孫資を中書令に任じ、それぞれ給事中を加え、そのまま機密を掌らせた」と『三國志』劉放傳にある。中書令が宰相となったのはこの時からである。

王肅傳の注に次のようにある。

明帝の太和年間(二二七～二三三)、秘書丞の薛夏が、公務のために蘭臺へと(居場所を)移そうとした。蘭臺の側では、自らは「臺」だが、秘書は一介の官署にすぎないと考え、「移ることはできない、(そんなことをすれば)罪を受けることになる」と薛夏に言った。対して薛夏は「蘭臺は外臺であり、秘書は内閣である。臺と閣とは同じものである。どうして互いに移れないということがあろうか」と返答した。

したがって、「臺閣」という呼称はもともと尚書を指したが、(この呼称は)中書にも及んでいたことになる。

官というものはその貴賤を問わず、閑職なのか要職なのかに注目しなければならぬ。そして閑職となるか要職となるかは、時の君主の意向に注目しなければならない。その制度は時代によって変化が絶えない。そのためこれが史籍に記されると、乱れた糸のごとく混乱し、人々を困惑させる。よって臺閣を論じてここに及んだ次第である。

【注釈】

①蕭望之傳

『漢書』卷七十八蕭望之傳…及宣帝寢疾、選大臣可屬者、引外屬侍中樂陵侯史高・太子太傅望之・少傅周堪至禁中、拜高爲大司馬車騎將軍、

望之爲前將軍光祿勳、堪爲光祿大夫、皆受遺詔輔政、領尚書事。

② 弘恭・石顯則中書令・僕射也

『漢書』卷七十八蕭望之傳・初、宣帝不甚從儒術、任用法律、而中書宦官用事。中書令弘恭・石顯久典樞機、明習文法、亦與車騎將軍高爲表裏、論議常獨持故事、不從望之等。恭・顯又時傾仄見詛。望之以爲中書政本、宜以賢明之選、自武帝游宴後庭、故用宦者、非國舊制、又違古不近刑人之義、白欲更置士人、繇是大與高・恭・顯忤。

『漢書』卷九十三佞幸傳・石顯字君房、濟南人。弘恭、沛人也。皆少坐法腐刑、爲中黃門、以選爲中尚書。宣帝時任中書官、恭明習法令故事、善爲請奏、能稱其職。恭爲令、顯爲僕射。元帝卽位數年、恭死、顯代爲中書令。

③ 百官公卿表

『漢書』卷十九上百官公卿表上・少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養、有六丞。屬官有尚書・符節・太醫・太官・湯官・導官・樂府・若盧・考工室・左弋・居室・甘泉居室・左右司空・東織・西織・東園匠十六官令丞、又胞人・都水・均官三長丞、又上林中十池監、又中書謁者・黃門・鉤盾・尚方・御府・永巷・內者・宦者八官令丞。諸僕射・署長・中黃門皆屬焉。

④ 故恭・顯使張朋告其罪

原文「張朋」は「鄭朋」の誤り（校證）。

『漢書』卷七十八蕭望之傳・望之・堪數薦名儒茂材以備諫官。會稽鄭朋陰欲附望之、上疏言車騎將軍高遣客爲姦利郡國、及言許・史子弟罪過。章視周堪、堪白令朋待詔金馬門。朋奏記望之曰、……。望之見納朋、接待以意。朋數稱述望之、短車騎將軍、言許・史過失。後朋行傾邪、望之絕不與通。朋與大司農史李宮俱待詔、堪獨白宮爲黃門郎。朋、楚士、怨恨、更求入許・史、推所言許・史事曰、「皆周堪・劉更生教我、我關東人、何以知此」。於是侍中許章白見朋。朋出揚言曰、「我見、言前將軍小過五、大罪一。中書令在旁、知我言狀」。望之聞之、以問弘恭・石顯。顯・恭恐望之自訟、下於它吏、卽挾朋及待詔華龍。龍者、宣帝時與張子蟜等待詔、以行汙穢不進、欲入堪等、堪等不納、故與朋相結。恭・顯令二人告望之等謀欲罷車騎將軍疏退許・史狀、候望之出休日、令（鄭）朋・（華）龍上之。事下弘恭問狀、望之對曰、「外戚在位多奢淫、欲以匡正國家、非爲邪也」。恭・顯奏、「望之・堪・更生朋黨相稱舉、數譖訴大臣、毀離親戚、欲以專擅權勢、爲臣不忠、誣上不道、請謁者召致廷尉」。時上初卽位、不省「謁者召致廷尉」爲下獄也、可其奏。

⑤ 假歸洗沐

沐浴のため休暇を取り家に帰ること。漢制では五日ごとに一日の休暇が認められたとされる。

『史記』卷一百二十七日者列傳・宋忠爲中大夫、賈誼爲博士、同日俱出洗沐「正義。漢官五日一假洗沐也」。

『初學記』卷二十假第六・漢律、吏五日得一下沐、言休息以洗沐也。

⑥ 萬斯同補東漢將相大臣年表

萬斯同（一六三八～一七〇二）は寧波府鄞県の人。ここで言及されている「東漢將相大臣年表」は、『補歷代史表』卷三（四庫全書本）、『歷代史表』卷三（四部備要本）、二十五史刊行委員會編『二十五史補編』第二冊、中華書局一九五五年（開明書店原版重印）などに収める。

なお萬斯同は、「東漢將相大臣年表」に続いて「東漢九卿年表」（『歷代史表』卷四）をも撰しており、そこには「尚書令」の欄が独立して設けられている。

⑦ 有尚書令・尚書、無中書

校證は「有尚書令、尚無中書」に作る。

⑧ 三國志放傳

『三國志』卷十四魏書・程郭董劉蔣劉傳・劉放・魏國既建、與太原孫資俱爲秘書郎。先是、資亦歷縣令、參丞相軍事。文帝卽位、放・資轉爲左右丞。數月、放徙爲令。黃初初、改秘書爲中書、以放爲監、資爲令、各加給事中。放賜爵關内侯、資爲關中侯、遂掌機密。

⑨ 王肅傳注

王肅傳の裴注に引かれた魚豢『魏略』の記事を指す。

『三國志』卷十三魏書・鍾繇華歆王朗傳・王肅・裴松之注・魏略以遇及賈洪・邯鄲淳・薛夏・隗禧・蘇林・樂詳等七人爲儒宗。……薛夏字宣聲、天水人也。博學有才。……文帝又嘉其才、黃初中爲秘書丞、帝每與夏

推論書傳、未嘗不終日也。……至太和中、嘗以公事移蘭臺。蘭臺自以臺也、而秘書署耳、謂夏爲不得移也、推使當有坐者。夏報之曰、「蘭臺爲外臺、秘書爲内閣、臺・閣一也、何不相移之有」。蘭臺屈無以折。自是之後、遂以爲常。

『太平御覽』卷二三三職官部三十一・秘書丞・魚豢魏略曰、薛夏爲秘書丞、時秘書嘗公事移蘭臺。蘭臺自以臺也、秘書丞時爲署耳、謂夏不得儀、當有坐者。夏報曰、「蘭臺爲外臺、秘書爲内閣。臺也、閣也、何不相移之有」。蘭臺無以折之。

なお校證は原文「謂夏爲不得移」を「謂夏爲不得儀」に作る。

⑩ 蘭臺

『通典』卷二十六職官八・秘書監・漢氏圖籍所在、有石渠・石室・延閣・廣内、貯之於外府。又有御史中丞居殿中、掌蘭臺秘書及麒麟・天祿二閣、藏之於内禁。後漢圖書在東觀、桓帝延熹二年、始置秘書監一人、掌典圖書古今文字、考合同異、屬太常「以其掌圖書秘記、故曰秘書」、後省。魏武帝又置秘書令、典尚書奏事「卽中書令之任」。文帝黃初初、乃置中書令、典尚書奏事、而秘書改令爲監、掌藝文圖籍之事。初屬少府、後乃不屬「自王肅爲監、乃不屬」。其蘭臺亦藏書籍、而御史掌之「魏薛夏云、蘭臺爲外臺、秘書爲内閣」。

【付記】

本条は二〇二三年一月、岡山大学大学院社会文化科学研究科の講義「東アジア古代・中世史演習」において会読した。参加された学生各位に感謝したい。もとより誤読・誤訳の責めは筆者が負うものである。